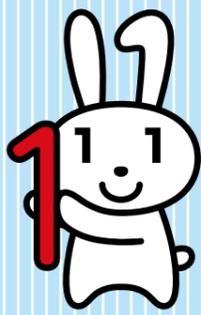


# マイナンバー制度

(社会保障・税番号制度)

## が始まります。



マイナンバー

愛称：マイナちゃん

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。平成27年10月からマイナンバー(個人番号)を通知し、平成28年1月から社会保障・税・災害対策分野の行政手続で利用が始まります。

**マイナンバー制度とは**

社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。

**マイナンバーとは**

マイナンバー(個人番号)とは、今年10月から住民票を有する全ての方一人ひとりに通知される12桁の番号をいいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などに関係のない番号が割り当てられます。マイナンバーは生涯にわたって使われるもので、住所が変わってもマイナンバーは原則変わりません。

**制度の導入により期待される効果**

- ① 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止
- 行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり不正受給防止につながる。
- ② 国民の利便性の向上 面倒な手続きが簡単に
- 申請に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できる。
- ③ 行政の効率化 手続きが正確で早くなる

**マイナンバーの利用範囲**

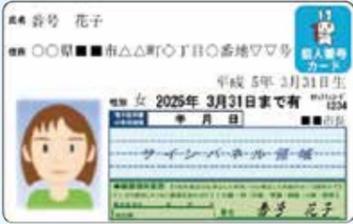
マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律で定められた行政手続(年金、雇用保険、医療保険の

手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続き)に限られます。  
マイナンバーは、今年の10月以降、住民票の世帯ごとに簡易書留で送付されます。

次の3つが入っているか確認しましょう。

- ① マイナンバーの「通知カード」(個人番号カードの受取時に必要になります)
- ② 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③ 説明書

個人番号カードは無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書です。



〈表面〉



〈裏面〉

個人番号カードイメージ(プラスチック製)

**個人番号カードの申請方法**  
(2通りあります)

- ① 郵送で申請 個人番号カードの申請書に自分の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函。
- ② オンラインで申請 スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請。

**個人番号カードの受取方法**

- 平成28年1月以降、ご本人が役場の窓口で受け取れます。受け取りの際には、次の書類が必要になります。
- ① 10月に送付された「通知カード」
- ② 「交付通知書」
- ③ 運転免許証などの本人確認書類

**個人情報の保護**

マイナンバーの安心・安全を確保するため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。

**○制度面** 法律や条例で定められていない行政手続きでは、マイナンバーを使用することはできません。マイナンバーの不正収集や保管は処罰の対象となります。また、特定個人情報保護委員会という第

三者機関がマイナンバーが適切に保管されているか監視・監督します。  
**○システム面** マイナンバー制度が導入されても、個人情報特定の機関に集約され、一元的に管理されることはありません。

また、平成29年1月からはマイナンバーを含む自分の個人情報について、誰がなぜ提供したのかなどをパソコンで確認できる仕組みが提供される予定です。

**マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。**

【内閣官房マイナンバーホームページ】  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

【コールセンター】 ☎0570-20-0178  
平日 9:30~17:30 (土日祝日・年末年始を除く)

●お問い合わせ 総務課 ☎37-2111  
町民税務課 ☎37-2114